

## 【参考資料1】家計基準

家計基準の適格者とは：家族の総所得金額が収入基準額以下である者をいいます。  
ただし、免除枠に上限があるため、免除適格者が必ずしも免除になるとは限りません。

### 総所得金額

総所得金額 = 総収入金額(家族の収入合算) - 必要経費(下記ア) - 特別控除額(下記イ)

ア 給与と所得の必要経費(給与には、年金及び扶助料等を含む。)

収入金額	104万円以下	104万円超～200万円	200万円超～653万円	653万円超
控除額	収入金額と同額	収入金額×0.2+83万円	収入金額×0.3+62万円	258万円

### イ 特別控除額

就学者控除(兄弟)	国公立大学	私立大学	私立専修	国公立高専	国公立高校	私立高校	中学校	小学校
自宅通学	59万円	101万円	72万円	36万円	28万円	41万円	16万円	8万円
自宅外通学	102万円	144万円	112万円	55万円	47万円	60万円		

国立学校在学者で前年度授業料免除を受けた場合の控除額は上表よりも小さくなります。

本人を対象とする控除	自宅通学 28万円 自宅外通学 72万円
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき38万円(その所得が38万円未満の場合はその所得金額)ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。
母子・父子世帯	49万円(18歳以上の兄弟(就学者を除く)がいる場合等は控除の対象としません。)
障害者のいる世帯	86万円(障害者1人につき)
長期療養費、単身赴任経費、災害費は、特別に支出していると大学が認定した金額	

### 収入基準額(授業料半額免除及び徴収猶予)

(カッコ内は全額免除収入基準額)

世帯数	学部別科	大学院修士課程 専門職学位課程	大学院博士課程	本学では、広く経済的支援を行うため、免除額は半額免除を基本としています。 全額免除は、免除枠に残余が生じた場合に限り、全額免除収入基準額を満たした者の内から、免除枠の範囲内で実施します。
1人世帯	167(88)万円以下	182(96)万円以下	254(132)万円以下	
2人世帯	266(140)万円以下	290(152)万円以下	404(212)万円以下	
3人世帯	306(162)万円以下	334(177)万円以下	467(245)万円以下	
4人世帯	334(175)万円以下	364(192)万円以下	507(266)万円以下	
5人世帯	360(189)万円以下	393(208)万円以下	548(288)万円以下	
6人世帯	378(199)万円以下	412(217)万円以下	574(302)万円以下	
7人世帯	395(207)万円以下	432(226)万円以下	602(315)万円以下	
8人以上は、1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	17(8)万円	20(9)万円	28(13)万円	

#### モデルケース

ア. 2人世帯(本人・母)で、母が会社員の場合、家計基準の適格者となるのは母の給与収入が次の額以下の場合

578万円以下 641万円以下  
612万円以下 669万円以下 (金額は「収入」)

イ. 4人世帯(本人・父・母・妹)で、父が会社員、母が無職、妹が公立高校生(自宅通学)の場合、家計基準の適格者となるのは父の給与収入が次の額以下の場合

645万円以下 692万円以下  
678万円以下 722万円以下 (金額は「収入」)

ウ. 5人世帯(本人・父・母・祖父・祖母)で、父が自営業、母が無職、祖父母は年金受給者(年収100万円以下)の場合、家計基準の適格者となるのは父の営業所得が次の額以下の場合

388万円以下 432万円以下  
421万円以下 465万円以下 (金額は「所得」)

学部生・自宅通学の場合 学部生・自宅外通学の場合  
院修士・自宅通学の場合 院修士・自宅外通学の場合

#### 計算方法の具体例(5人世帯)

本人…学部生, 自宅外通学  
父…自営業所得3,000千円, 年金収入1,500千円  
母…自営業専従者給与収入960千円  
兄…会社員給与収入2,000千円  
弟…公立高校生, 自宅通学

すべて千円単位で計算します。

ア 総収入金額 3,000 + 1,500 + 960 + 2,000 = 7,460千円

イ 給与と所得の特別経費 3,320千円

(父 1,500 × 0.2 + 830 = 1,130千円 母 960千円)  
兄 2,000 × 0.2 + 830 = 1,230千円

ウ 特別控除額 1,380千円

(弟 就学者控除280千円 兄 所得控除380千円)  
本人 自宅外通学720千円

エ 総所得金額 7,460 - 3,320 - 1,380 = 2,760千円

半額免除収入基準額3,600千円 家計基準適格  
全額免除収入基準額1,890千円 家計基準不適格